

# 山口県報

令和5年  
12月15日  
(金曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

解除予定保安林 (森林整備課) ..... 三

保安林の指定 (森林整備課) ..... 四

○公告

国土調査の成果の認証 (政策企画課) ..... 四

公共測量の実施の終了 (監理課) ..... 四

周南都市計画道路事業の施行 (都市計画課) ..... 五

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 五

○選管告示

解散等に係る政治団体の名称等 ..... 五

## 山口県告示第三百五十八号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年十二月十五日から令和六年一月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社  
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場  
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (Nm <sup>3</sup> /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七一ヌ	二・〇	令和六、 二、一五	令和六、 三、一五	令和六、 七、一
備考	「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。			
		間 隔	連 続	一 日 当 た の 使 用 時 間
				季 節 的 変 動 の 概 要
				変 動 な し

種 類	排水処理施設				項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	処理前	処理後	処理前	処理後			
中 和 槽	九	一〇	八	一	水素イオン濃度 (水素指数) 通 常 最 大	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ ) 通 常 最 大	浮遊物質質量 ( $mg/l$ ) 通 常 最 大
	〇	七	九	七	窒素 ( $mg/l$ ) 通 常 最 大	窒素 ( $mg/l$ ) 通 常 最 大	窒素 ( $mg/l$ ) 通 常 最 大
	〇	七	九	七	リン ( $mg/l$ ) 通 常 最 大	リン ( $mg/l$ ) 通 常 最 大	リン ( $mg/l$ ) 通 常 最 大
	〇	七	九	七	フッ素 ( $mg/l$ ) 通 常 最 大	フッ素 ( $mg/l$ ) 通 常 最 大	フッ素 ( $mg/l$ ) 通 常 最 大
	〇	七	九	七	汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ ) 通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ ) 通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ ) 通 常 最 大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 ( $t/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
凝 集 沈 殿 槽	コ ン ク リ ー ト 製	〃	凝 集 沈 殿	〃	〃	〃	(既 設)		
沈 殿 池	素 掘 り	〃	沈 殿	〃	〃	〃			
凝 集 沈 殿 槽	〃	一 九 、 二 〇 〇	凝 集 沈 殿	〃	〃	〃			
中 和 槽	コ ン ク リ ー ト 製	一 四 、 四 〇 〇	〃	〃	〃	〃			
排 水 処 理 施 設	樹 脂 ラ イ ニ ン グ ・ コ ン ク リ ー ト 製	七 二 〇	中 和 連 続	二 四 時 間	変 動 な し	概 季 節 的 変 動 の 要 求			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	
二 七 一 ヌ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
一	二	七	一〇
二	一	五	一〇
四	最 大	最 大	最 大
一 三	〇 ・ 一	〇 ・ 一	〇 ・ 一
〇 ・ 二	〇 ・ 二	〇 ・ 二	〇 ・ 二
一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

凝集沈殿槽	沈殿池		凝縮沈殿槽	
	処理後	処理前	処理後	処理前
八・四	〃	〃	九	八・四
九〃七	〃	〃	一二〃九	〃
〃	七	〃	〃	〃
二〇	〃	〃	二二	一八
一六	〃	〃	一八	一六
二五	〃	一、〇〇〇	六、〇〇〇	二五
〃	〃	〃	五〇	〃
五六	〃	〃	八〇	五九
〃	〃	〃	〇・四	〇・三
一	〃	〃	五〇	〇・九
〃	〃	〃	〃	〃
二、五六七・七	二、七三〇・二	〃	一、六八三・五	九、四六五・九
一六、三七三・九	〃	〃	一七、四二二・八	一三、七七一・一
				一四、八二〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通大	最大	
八・四	九〃六	七	二〇
〃	〃	〃	一六
〃	〃	〃	二五
〃	〃	〃	二八
〃	〃	〃	五六
〃	〃	〃	〇・三
〃	〃	〃	一
〃	〃	〃	一四
〃	〃	〃	一四、四一七・四
〃	〃	〃	一六、三七三・九

山口県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和五年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
山口市仁保中郷字石坂一〇六一九の二四
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所

- 二 保安林として指定された目的  
岩国市錦町須川字松ヶ原四二二〇の四  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

- 一 解除予定保安林の所在場所  
長門市油谷向津具下字荒神一〇〇六二の七（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観  
光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和五年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所  
美祢市美東町長田字西山一一一五の一、一一三三四の二
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
美祢市美東町長田字西山一一一五の一・一一三三四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 保安林の所在場所  
阿武郡阿武町大字奈古字床並一〇〇〇三の四六、一〇〇〇三の八二、一〇〇〇三の八八、一〇〇〇三の八九、字向山一〇〇三四の一、一〇〇三四の三
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(二二二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	令和二年五月二十六日から 令和四年十二月十五日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊北町大字北字賀の一部
萩 市	令和二年五月二十六日から 令和四年十二月十四日まで	萩市地籍図 萩市地籍簿	大井の一部
〃	令和三年四月一日から 令和四年十二月十四日まで	〃	〃

二 認証年月日

令和五年十二月十五日

(二二三) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域  
防府市大字富海
- 三 作業の期間  
令和五年十月二十五日から同年十一月十五日まで

(二三三) 周南都市計画道路事業の施行

周南都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(令和五年中国地方整備局告示第七十三号)があったので、次のとおり公告します。

令和五年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業二・四・四百二号中央通り線  
周南都市計画道路事業二・五・四百十一号環状線
  - 二 施行者の名称  
山口県
  - 三 事務所の所在地  
山口市滝町一番一号
  - 四 事業地の所在  
周南市西千代田町、川崎三丁目、川手一丁目、川手二丁目及び古川町地内
- (二三四) 開発行為に関する工事の完了
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年十二月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字波野字道免

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字波野二二〇六番地の五

株式会社オカケン



山口県選挙管理委員会告示第百十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年十二月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
下瀬俊夫後援会	杉岡 睦雄	有田 敏夫	山陽小野田市厚狭217の1	令和5年9月30日
寺岡としあき後援会	下瀬 俊夫	〃	宇部市南浜町2丁目4番2号	〃
藤井たけし後援会	野村 英昭	北野 泰弘	〃	〃
前野弘明を励ます会	前野 弘明	前野 佳子	岩国市通津95の10	令和4年12月31日
真鍋恭子後援会	真鍋 政雄	生田 京二	宇部市南浜町2丁目4番2号	令和5年9月30日
宮田くみ後援会	西田 涼子	佐々木久美	柳井市新庄8の16	〃10月24日
山口の未来をよくなる会	前野 弘明	村中 時光	岩国市通津95の10	令和4年12月31日
山下やすのり後援会	山根 一聡	山下 安憲	美祿市大嶽町東分3407の24	令和5年9月30日

令和五年十二月十五日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁